給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号
静岡県浜松市浜北区内野台２丁目６番５号
再生債務者　渡邊　春樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月22日から平成29年６月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２９年（再ロ）第２０号
大阪市天王寺区空堀町４番17―1403号
再生債務者　山本　高義
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月15日から平成29年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第３号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―306号
再生債務者　阪下　孝彦
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月19日から平成29年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字下和田917番地の５
再生債務者　二宮　　啓
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月27日から平成29年７月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再ロ）第６号
横浜市都筑区北山田６丁目52番１―205号
再生債務者　森迫　保行
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月27日から平成29年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
広島県福山市坪生町３丁目32番20号
再生債務者　細羽　泰子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年６月２日まで
平成29年５月12日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（再ロ）第１号
秋田県大館市岩瀬字田茂の木15番地４
再生債務者　松田　月光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年６月５日まで
平成29年５月15日　秋田地方裁判所大館支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第３号
香川県観音寺市本大町1713番地７
再生債務者　高橋　　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月16日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（再ロ）第５４号
大阪府寝屋川市池田３丁目４番23号
再生債務者　堀　　泰樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目７番３―104号
再生債務者　小林　裕幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月15日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再ロ）第４号
大阪府東大阪市楠根３丁目９番23号
再生債務者　吉本　　均
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１０号
青森市西大野５丁目10番地12
再生債務者　山口　智広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月16日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１２号
埼玉県入間市大字下藤沢471番地１　ネオ・アーバン403
再生債務者　高橋　昭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月16日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第２０号
千葉県千葉市美浜区磯辺５丁目13番３棟401号
再生債務者　平田　春夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
し　て存続し乙は解散することにいたしましたの
で公告します。
効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月十五日
に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.graphico.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月十五日
掲載頁　四十八頁（号外第一〇一号）
平成二十九年五月二十四日
東京都品川区大崎一丁目六番一号
（甲）株式会社グラフィコ
代表取締役社長　長谷川純代
札幌市中央区北三条西七丁目一番地一
（乙）みらいファーマ株式会社
代表取締役　秦　俊二

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
し　て存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十九年六月十五日
に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十九日
掲載頁　五十五頁（号外第六十六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十九日
掲載頁　五十五頁（号外第六十六号）
平成二十九年五月二十四日
東京都台東区蔵前一丁目五番一号
（甲）株式会社アクアリザーブ
代表取締役　前島　崇志
東京都台東区蔵前一丁目五番一号
（乙）株式会社アクアリザーブ販売
代表取締役　前島　崇志